

県南広域振興局長告示第 213 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
高田医院	花巻市轟木 9 地割 77 番地 2	平成 19 年 8 月 31 日
木の実調剤薬局	花巻市御田屋町 2 番 42 号	〃
岩手県立東和病院附属田瀬診療所	花巻市東和町田瀬 14 区 149 番地田瀬開発センター内	〃